

第2期介護保険料が決定

基準月額額は3000円

今年三月、本年度から十七年度までに必要な介護サービス量を推計して、本年度から三年間の介護保険料を定めた第二期介護保険事業計画を策定しました。これにより今年から三年間の保険料は、昨年に引き続き三千円に定められました。

経済的な負担に配慮

久慈広域連合では、本年度から五年間で必要な介護サービス

量と、本年度から三年間の介護保険料（以下、保険料）を定める「第二期介護保険事業計画（以下、事業計画）」を今年三月に策定しました。

表1 介護サービスの費用見込み（単位：万円）

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
居宅サービス総費用	94,754	101,999	108,470
施設サービス総費用	250,845	256,066	285,544
居宅介護支援給付費	11,536	11,914	11,689
審査支払手数料	462	470	478
福祉用具購入費	332	338	344
住宅改修費	836	851	867
高額介護サービス給付費	1,242	1,265	1,287
標準給付費見込額	321,183	332,742	364,422

※総費用には1割の利用者負担分を含んでいます。

事業計画では、三年間で必要な介護サービス費用は約百二億円と推計しています。（表1）

そのうち約八十億円は、施設サービスに係る費用であり、このことから、久慈地方は施設サービスの割合が多い地域であることが分かります。

アンケート調査などでは、依然として施設を建てて欲しいという要望が多いのですが、そのことによる保険料への影響はとも大きいのです。

より多くの人が介護サービスを利用し、なおかつ負担を少なくするためには、居宅サービスを効果的に利用するのが理想です。

しかし、現実には地理的な問題や経済的な問題などから、なかなか効率的な利用が出来ないというのが現状のようです。

今回の事業計画における保険料の基準月額額は、実際は三千円を超えます。

しかし、経済的な負担が大きいとの声に配慮し、第一期計画期間に積み立てた基金の一部を取り崩して、基準月額を第一期と同額の三千円に設定することになりました。

これは、広域六市町村が共同で介護保険を行うことによるメリットのひとつと言えます。広い範囲で事業を行うことに

より、一人あたりの負担が軽くなったのです。

介護サービスの利用は年々増加していて、この三年間の介護サービスの利用状況と介護保険料の収納額によっては、基金の大幅な取り崩しも考えられます。今回は現状維持でしたが、将来的には保険料の値上げも考えなければならぬと思います。

所得段階は七月に決定

第一号被保険者の保険料は、本人の所得や世帯の住民税の課税状況などによって五段階に区分されます（表2）。

月々の保険料額は、基準月額額の三千円を中心に五段階に分けられ、所得段階は確定申告などによって計算された、それぞれの市町村の住民税賦課情報をもとに毎年七月に決定します。

昨年までと違うのは、第四段階と第五段階の境界が二百五十万円から、二百万円に引き下げられたことです。

これは国の制度改正によるもので、六段階の所得段階を採用していない保険者すべてが対象となります。

介護保険は、お互いに支えあつて成り立つ制度です。みなさんのご理解と、ご協力をお願いします。

表2 所得段階の区分

所得段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
対象要件	世帯全員が 住民税非課税 老齢福祉年金受給者 又は生活保護受給者	世帯全員が 住民税非課税	本人が 住民税非課税	本人が 住民税課税 合計所得金額 200万円未満	本人が 住民税課税 合計所得金額 200万円以上
月額保険料	1,500円 (3,000×0.5)	2,250円 (3,000×0.75)	3,000円 (基準額)	3,750円 (3,000×1.25)	4,500円 (3,000×1.5)
年額保険料	18,000円	27,000円	36,000円	45,000円	54,000円